



|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 国民文化の整序 25  |
| Author(s)        | 鈴木, 栄太郎   |
| Issue Date       | 1963-08-21  |
| Doc URL          | <a href="http://hdl.handle.net/2115/77517">http://hdl.handle.net/2115/77517</a> |
| Type             | manuscript  |
| Note             | 『鈴木栄太郎著作集7(国民社会学原理ノート)』を出版した際のソースとなった原稿である(同書内での言及による)。                         |
| File Information | 1036_0125S38.pdf  |



[Instructions for use](#)

25

K-7

32

# NOTE BOOK

*Made of paper  
Specially prepared in Japan*

第三章

国民文化の秩序

昭和二十八年八月八日

TRADE **K.S.K** MARK

25

# 問題集

一、文化の歴史を論ずるに、文化の定義を明らかにし、その発展の過程を考察する。また、文化の多様性を論ずる。二、文化の機能と社会との関係を論ずる。三、文化の継承と変容を論ずる。四、文化の国際化とグローバル化を論ずる。五、文化の未来を展望する。

曹三

(文化史)

文化の歴史

源流

文化の分類

科学、芸術、教育

文化の機能

社会、教育

日本国民社層の子弟の家庭石版  
(吉野清人君の複製)

一日方の家系 | 洋館 禮堂 佛堂

キリコト 器 和果 屏風

一 備 略

家 族 色 使 不 能 違 背

友人 遺 傳 給 樂 道 儀

日本 道 徳 流 儀

價 値 作 多 源

一 財 之 終 命 在 於 財 之 用

備 略 少 多 財 則 不 至 之 然 財 之 用 者 財 之 用 者 財 之 用 者

財 之 用 者 財 之 用 者 財 之 用 者 財 之 用 者 財 之 用 者

財 之 用 者 財 之 用 者 財 之 用 者 財 之 用 者 財 之 用 者

財 之 用 者 財 之 用 者 財 之 用 者 財 之 用 者 財 之 用 者

財 之 用 者 財 之 用 者 財 之 用 者 財 之 用 者 財 之 用 者

財 之 用 者 財 之 用 者 財 之 用 者 財 之 用 者 財 之 用 者

此心より優位の体は格別には定まらぬ

火葬が盛んになるとしていつの日か葬式も

を火葬に済ませる事がある。その為には親や

至人心を神として祀る事や葬儀を済ませる

死に物ともいふ口癖しては是の人の命を

長かびかきかたは其の存続しなすかた

なくぬ。徳にせよ事かたは存続しなく

た方原である。不慮命を人同同交

の生涯帰力の為には出稼して是迄意加

合は成事をして小善業の積りをして

す可か他業である。絶対の優位は不

絶対の権威として格別なものは無い

八百名を算し、果糖は其の味で不精  
巧のより作り、其の味よりよく、  
味もたないものより、美し、よくなる、  
味も、そのより、大さく、よ、  
他、果糖の果糖の味、  
味も、色口の味、  
一つの果糖、  
その計算、  
味の、  
費用、  
人間の、  
計算、

可以信託水である。

價値の体系の信託として、  
水村と厚税とを比較するに  
たつた。水村は、  
管人平準法と、  
水村と厚税とを比較するに  
たつた。水村は、  
管人平準法と、

如何なる場合にも、  
およ、  
である。最高  
の價値は、  
次列く、  
は、  
である。